

## 公益社団法人 日本交通計画協会 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本交通計画協会（以下「本協会」という）が厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主規範として機能し、本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が本協会の社会的使命と役割を自覚し、倫理の理念を具体的行動と意思決定に活かすことを目的とする。

### (組織の使命及び社会的責任)

第2条 本協会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

### (社会的信用の維持)

第3条 本協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (法令等の遵守)

第4条 本協会は、関連法令及び本協会の定款、規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### (私的利益の禁止)

第5条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

### (利益相反の防止及び開示)

第6条 役職員は、その職務の執行に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示し、その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

### (情報開示及び説明責任)

第7条 本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社員、寄付者をはじめとして、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 本協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(教育・研鑽)

第9条 本協会は、役職員に対して倫理の理念に関する研修を行うものとする。また、役員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(理事会の役割)

第10条 理事会は、関連法令及び本協会の定款、規程その他の内規の遵守状況を監視し、必要な措置を決定するものとする。

2 前項の措置の決定にあたり相応の専門知識を必要とする場合には、定款第44条第1項第1号の運営倫理委員会を設置して、参考意見を求めることができる。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、本規程の運用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 本規程は、平成20年9月1日より施行する。

附 則（平成25年7月1日）

1 公益社団法人移行により、法人名称、組織名称を修正する。